令和6年度

天草市住宅用太陽光発電システム等設置推進事業 一 申請の手引き –

環境問題についての市民意識の高揚に努め、地球温暖化防止対策としての新エネルギーを積極的に利活用した環境にやさしいまちづくりを進めるため、住宅用太陽光発電システム等を設置する方に対し、天草市地域活性化商品券交付事業実施要領に定める商品券を交付します。

【 問い合わせ・申請書提出先 】 天草市役所 市民環境課 市民環境政策係 〒863-8631 天草市東浜町 8-1 TEL (0969) 32-7861 (直通)

目 次

1	対象システム・・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-1-
2	対象となる方・・											•					•	•	•	•	•				•	-1-
3	交付額 · · · · ·					•															•					-2-
4	手続きの流れ・・																									-2-
5	交付申請の手続き																									-3-
6	実績報告の手続き			•		•									•	•	•				•					-3-
7	交付請求の手続き			•		•									•	•	•				•					-3-
8	計画変更承認申請	の手	続	き	•			•		•					•	•	•				•	•	•		•	-4-
9	取下申請の手続き		•	•	•	•		•	•	•	•	•		•			•	•	•	•	•				•	-4-
	財産処分の制限に																									
	提出書類一覧・・																									
	Q&A · · · · ·																									
13	記入例・・・・・		•	•		•		•	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•				•	-12-
14	住宅の所在地を示	す地	図	ග 1	列	•		•				•				•	•	•	•	•	•				•	-17-
15	対象システム配置	図の)例	•	•	•		•		•		•			•	•	•	•	•	•	•				•	-18-
16	太陽電池モジュー	ル ((設	置:	予 ⁷	定	易	听	•	: : : : :	置征	发`) (D:	与 :	真	のi	撮	影	<u>ا</u>)(۱٠,	7			-19-

1 対象システム

すべての条件を満たすシステムが対象となります。

	・ 太陽電池出力が 2kW 以上であること。
	• 発電した電気を住宅(店舗、事務所等と併用する住宅を含む。)で消
	費し、余剰の電気を低圧配電線に逆潮流させるもの。
 	・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置
住宅用太陽光	法(平成23年法律第108号)第9条の規定による10kW 未満
発電システム	(増設の場合は既設分を含む)の太陽光発電設備の認定を受けたも
	の。
	・ 未使用品であるもの。(中古品は対象外)
	・ 申請者個人が購入し、所有するもの。
	蓄電容量が 2kWh 以上であること。
	• 国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人
	環境共創イニシアチブ(SII)が認めたもの、又は市長がそれと同等
	と認めたもの。
蓄電システム	・ 住宅に電気を供給するために設置され、常時太陽光発電システムと
	接続し、同システムが発電した電気を充放電するもの。(スタンドア
	ロンタイプは対象外)
	・ 未使用品であるもの。(中古品は対象外)
	・ 申請者個人が購入し、所有するもの。

2 対象となる方

すべての条件を満たす方が対象となります。

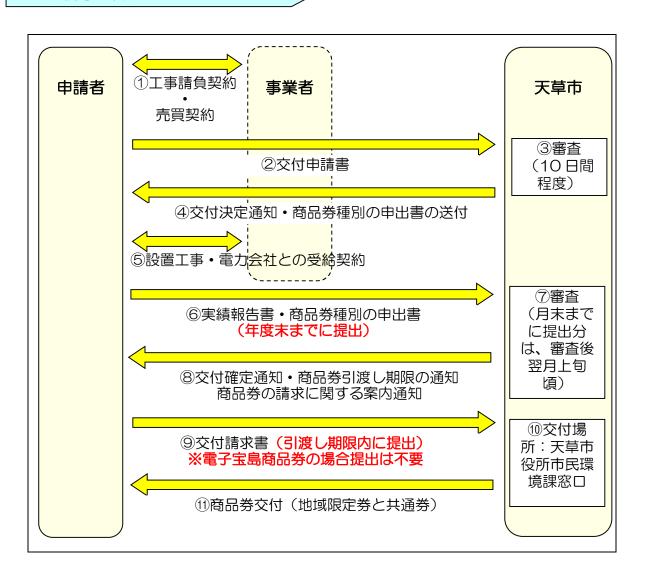
- ・対象システムを設置する住宅に居住し住民登録をしている方、または、<u>実績報告書提出日までに当該住宅に居住し住民登録をする方。</u>*
 - ※新築住宅に設置する方に限ります。
- ・電力会社と電灯契約および余剰電力の受給契約を締結する方
- ・単身赴任等のやむを得ない事情により、実績報告書提出日においてシステムを設置する住宅に住民登録ができない方は、同一生計にある家族等が当該住宅に居住し、住民登録をしていること。
- 対象システムの設置工事前に、交付申請書を提出する方。
- ・事業完了後、令和7年3月31日までに実績報告書を提出できる方。
- ・申請者本人に市税等の滞納がないこと。
- 後日、天草市が必要に応じて実施するアンケートなどに協力いただける方。

3 交付額(天草宝島商品券)

住宅用太陽光発電システム	1件あたり5万円分とします。 ただし、天草市内に本店、支店、営業所等を置き、今年度において市内事業者登録をしている事業者が対象システムの施工を行う場合は、10万円分とします。
蓄電システム	1件あたり5万円分とします。 ただし、天草市内に本店、支店、営業所等を置き、今年度において市内事業者登録をしている事業者が対象システムの施工を行う場合は、10万円分とします。

※なお、過去に補助金の交付を受けている場合は、対象外となります。

4 手続きの流れ



5 交付申請の手続き

(1)必要な書類

「11 提出書類一覧」(5ページ~)を参照してください。

(2) 交付申請書の受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月10日まで

- (3)注意事項
 - ①予算の範囲内での交付になります。受付は先着順で、受付期間内であっても申請総額が予算額を超えた時点で終了となります。その際は、全ての必要書類がそろい、天草市が正式に受理した日付が申請日になります。
 - ②郵送等による申請書の提出も可能ですが、郵送過程における紛失、毀損等の事故については、一切責任を負いません。
 - ③法令に反しない限りにおいて、事業者等に交付申請書の提出から交付請求書の提出までの手続きの代行を依頼することができます。その際は、交付申請書に委任状(様式第 11号)を添付してください。
 - ④対象システムの設置工事は、必ず、天草市から交付決定通知書を受けてから行ってください。
 - ⑤交付決定までには 10日間程度を要します。工事着手までに余裕をもって申請を行ってく ださい。

6 実績報告の手続き

(1)必要な書類

「11 提出書類一覧」(5ページ~)を参照してください。

(2)注意事項

補助事業が完了したときは、速やかに提出してください。

令和7年3月31日までに提出できない場合は、申請の取り下げが必要になります。

7 交付請求の手続き

(1)必要な書類

住宅用太陽光発電システム等設置推進事業交付請求書(様式第9号)

- (2)注意事項
 - ①市から確定通知書を受けた場合は、速やかに交付請求の手続きをしてください。商品券は 天草宝島商品券または電子宝島商品券のどちらかを選択してください。市内の取扱登録店舗 で使用可能です。(天草市ホームページ「天草宝島商品券の取扱店舗」よりご確認いただけ ます。)
 - ②補助金実績報告書と一緒に提出することはできません。<u>請求書には確定通知書の発信日・</u> 文書番号を記入する必要があります。

- ③商品券(紙)は、郵送でのお渡しとなります(簡易書留)。電子宝島商品券での受取りを 選択された場合は、電子商品券「天草のさりー」アプリに確定分が入金されます。アプリ 登録がお済でない場合はアプリの登録手続きが必要です。
- ④商品券の有効期限は、市が指定する日(発行日)から5ヶ月後の月末です。期限を過ぎると使用できなくなりますのでご注意ください。
- ⑤天草宝島商品券(紙)は、1枚1,000円でお釣りはでません。電子商品券は、1円単位で使用できます。

8 計画変更承認申請の手続き

(1)計画変更承認申請とは

交付申請をしたときから内容に変更がある場合は、速やかに計画変更承認申請を行う必要があります。ただし、申請総額が予算額を超えた後には、申請額の増額はできません。

(例)

- ・事業計画書の内容に変更があるとき。
- 対象システムの配置が変更になるとき。
- 太陽光発電システム設置のみの申請から蓄電池システムを追加することになった場合

(2)必要な書類

- ①住宅用太陽光発電システム等設置推進事業計画変更承認申請書(様式第3号)
- ②変更内容を証明する資料の写し
 - ※太陽光発電システムの型式、枚数等を変更する場合は、JPEA代行申請センターが発行する「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定について(通知)」の写しを添付してください。

9 取下申請の手続き

(1)取下申請とは

交付申請を取り下げる場合は、取下申請を行う必要があります。

(例)

- ・対象システムの設置を取りやめるとき、または、対象システムの設置された建売住宅の 購入を中止しようとするとき。
- 設置する住宅が変更になるとき。
- 年度内に、設置工事を完了し、実績報告書を提出することができないとき。 (年度内に国の事業認定が下りない場合を含みます。)

(2)必要な書類

住宅用太陽光発電システム等設置推進事業取下申請書(様式第4号)

10 財産処分の制限について

交付決定を受けた者が、法定耐用年数の期間内に、補助事業の交付を受け設置したシステムを処分(譲渡、交換、貸与、担保、廃棄)した場合は、原則として既に交付した商品券(既に商品券を使用している場合は、その商品券の代金に相当する額)が返還の対象となります。

処分をする場合は、あらかじめ住宅用太陽光発電システム等処分承認申請書(様式第 10号)を提出し、市の承認を受ける必要があります。

対象システム	法定耐用年数
太陽光発電システム	17年
蓄電システム	6年

11 提出書類一覧

(1)すべての書類に共通する注意事項

- ・申請書、実績報告書、請求書などへの押印が不要になりました。ただし、<u>「委任状」に</u> ついては押印が必要です。
- •提出書類の一部を訂正する場合は、修正箇所に2本線を引いてその上に申請者の印かんを訂正印として押し、正しい記述を行ってください。修正液、修正テープなどによる訂正は認められません。
- 写真は、カラー写真またはカラー印刷にしてください。また、A4サイズの台紙に貼り付けるか、A4用紙にプリントしたものにしてください。
- ・郵送する場合は、申請書、委任状、実績報告書、請求書等の日付欄には書類の発送日を 記入してください。

(2)交付申請時に必要な書類について

①住宅用太陽光発電システム等設置推進事業交付申請書(様式第1号)

- •「設置場所」欄は、システムを設置する住宅(連系点)の住所を記入してください。新築の場合で住所表示が確定していない場合は、土地の地番を記入してください。
- •「交付申請額」欄は、「3 補助金額」(2ページ)による金額を記入してください。

②事業計画書

- ・「設置費用」欄には、対象システムの設置に係る費用を記入してください。※エコキュート、カーポート等の対象システム以外の設置に係る費用は含みません。
- •「工事着手予定年月日」欄は、交付決定通知を受ける日以降になります。申請書の提出があってから交付決定通知書を発送するまでに 10 日間程度要することを考慮して、記入してください。
- •「工事完了予定年月日」欄は、太陽光発電システムの場合は電力会社の電力受給開始予定日、蓄電システムの場合は保証開始予定日です。

③対象システムを設置する住宅又は設置されている住宅の所在地を示す地図

- ・システムを設置する住宅の場所が詳細に判る住宅地図などを提出してください。
- ・インターネットからダウンロードした地図を利用する場合は手書き等で区割りや目印を書

き加えるなど、周囲の建物との関係性が判るようにしてください。(特に新築の場合) ※「14 住宅の所在地を示す地図の例」(17 ページ)参照。

4対象システムの配置図

- ・太陽光発電システムの場合は、太陽電池モジュールの設置位置、屋根等の形状、設置 枚数、方角が判るように記載してください。
- ・ 蓄電システムの場合は、蓄電池の設置位置、建物の形状、玄関の位置、方角が判るように記載してください。
- ※「15 対象システム配置図の例」(18ページ)参照。

⑤工事請負契約書又は売買契約書の写し

- 契約者は、申請者本人となります。(申請者本人を含めた連名での契約は可能)
- 対象システム設置に関する経費の内訳が確認できない場合は、別途、内訳書、見積書などを添付してください。
- 収入印紙の貼り忘れや金額等の間違いがないか確認してください。

⑥対象システムを設置する住宅全体のカラー写真

- 建物の全体および建物の周囲の状況が判るカラー写真を添付してください。
- これから建築する住宅に設置する場合は、申請日時点での建築中の建物や更地等の現 況及び土地の周囲の状況が判る写真を提出してください。
- ・太陽電池モジュールを設置する建物(場所)と電気を消費する建物が異なる場合はその位置関係が判るように撮影してください。
 - 例)住居に隣接する小屋に太陽電池モジュールを設置する場合など。

(7)対象システムの設置予定箇所(屋根、設置場所)のカラー写真

- 太陽電池モジュール及び蓄電池の設置予定箇所の形状、方角、申請日時点でシステムが設置されていないことが判るカラー写真を提出してください。写真が複数枚にわたる場合は、互いの位置関係が判るようにしてください。
- ※「16 太陽電池モジュール(設置予定場所・設置後)の写真の撮影について」(19~20ページ)参照。

⑧蓄電システムの仕様が確認できるパンフレット等

・メーカー名や型式名、蓄電容量、国が実施する補助事業における補助対象機器である ことが判るパンフレットやカタログ等を提出してください。

⑨蓄電システムの配線図

・ 常時、太陽光発電システムと接続することが確認できる単線結線図等を提出してください。

⑩市税等の滞納のない証明書

- ・市の職権調査に同意しない場合は、提出してください。
- ・申請日前30日以内に発行されたもの。(納税証明書ではありません)
- 過去に本市から課税されていない方は、転出元市町村が発行する「滞納がないことを 証明する書類」を提出してください。

①委任状(様式第11号)

- 補助金に係る手続きを施工事業者等に代行させる場合に提出してください。
- 申請者印を押してください。(認印でも可)
- 手続き代行者の代表者印は、「13 記入例」(14ページ)参照。

12市長が必要と認める書類

- ・太陽光発電システムが設置されていることが確認できる書類(蓄電システムのみを設置される場合)
- 居住部分が確認できる間取り図(店舗併用住宅に設置する場合に提出してください)
- 戸籍謄本(申請者が単身赴任等で市外に住所を有する場合に提出してください)

(3)実績報告時に必要な書類について

①住宅用太陽光発電システム等設置推進事業実績報告書(様式第7号)

- 補助事業が完了したときは、速やかに提出してください。
- 新築住宅に対象システムを設置した場合は、申請者欄の住所は転居後の住所を記入してください。
- 年度末までに提出できない場合は、申請の取り下げが必要になります。

②世帯全員の住民票の写し

- ・交付決定の日以降に発行された続柄、前住所の記載があるものを提出してください。
- 一人世帯であっても「世帯全員の住民票の写し」を提出してください。
- ※申請者が単身赴任等のやむを得ない事由により、対象システムを設置した市内住宅に 住所を有しない場合は、当該住宅に居住する家族等の住民票を提出してください。

③対象システムの設置経費に係る領収書の写し

- ・領収書の宛名は、申請者本人となります。
- ・ほかの経費を含む領収書の場合は、但書に対象システムの経費の金額を記載してください。 (例) 「うち、太陽光発電システム及び蓄電システム 〇〇〇円)」
- 収入印紙の貼り忘れや金額等に間違いがないか確認してください。(クレジット払いは除く)

④対象システムの設置状況が確認できるカラー写真

- 申請書に添付した写真と概ね同じアングルとなるように撮影してください。
- ・太陽光発電システムを設置される方は、設置したモジュール全ての枚数が判るように 撮影してください。(複数の写真可)
- ※「16 太陽電池モジュール(設置予定場所・設置後)の写真の撮影について」(19~20ページ)を参照ください。

⑤再生可能エネルギー発電設備の認定に係る通知の写し

• JPEA 代行申請センターが発行する「再生可能エネルギー発電事業計画の(変更)認定について(通知)」を提出してください。

⑥電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し

- ・太陽光発電システムを設置される方のみ提出してください。
- 九州電力送配電株式会社の場合は「再生可能エネルギー発電からの電力受給契約のご案内」という書類になります。
- ・電力受給は開始しているものの、年度の末日までに電力会社から書類が届かない場合は、「実績報告書添付書類遅延届」3月頃ホームページに掲載予定)を提出してください。

⑦未使用品であることが確認できる書類の写し

【太陽光発電システム設置者】

・メーカーが発行する出力対比表の写し、又は製造番号票(バーコード)等の写し、又はメーカーが発行する保証書の写しを提出してください。(販売店等が発行する短期 (1年)保証書ではありません。)

【蓄電システム設置者】

- ・メーカーが発行する保証書の写しを提出してください。
- ※保証書は設置工事完了後にメーカーへの申込みにより印字され、発行されたものです。

(販売店等が発行する短期(1年)保証書ではありません。)

※ただし、保証書の発行に長期間を要し、実績報告書提出期限(3月末)を超える可能性がある場合は、保証書申込書の写しをいったん提出してください。この場合は、保証書が発行されて届き次第、速やかに提出してください。

⑧蓄電システムの銘板のカラー写真

型式名、製造番号が確認できる銘板のカラー写真を提出してください。

9商品券種別の申出書

・紙の商品券か、電子商品券で受け取るかをチェックし、提出してください。

⑩市長が必要と認める書類

・新築住宅へのシステム設置申請において、申請時に設置場所(連系点)を土地の地番で申請し、住居表示により住所が確定した場合は、市都市計画課から発行された住居表示の証明を添付してください。(同じ場所であることを確認するため)

(例)○○町○○○番地 ⇒ ○○町○番○号

12 Q&A

(1)対象となる設備について

1	自分自身も住む集合住宅に対象シ ステムを設置しますが、補助対象 になりますか。	設置者自身が居住し、設置者宅に系統連系する 場合は対象になります。ただし、共用部分や管 理人室に系統連系する場合は補助対象外です。
2	別荘に対象システムを設置します が、補助対象になりますか。	居住地とは異なる別荘に設置する場合は補助対象外です。
3	借家に対象システムを設置しますが、補助対象になりますか。	借家に居住する方(借主)が設置する場合は補助対象です。 ただし、対象システムの法定耐用年数内に処分する場合は原則として補助の返還の対象となりますのでご注意ください。
4	居住する住宅に隣接する倉庫や車 庫の屋根に設置する太陽光発電シ ステムも補助対象になりますか。	発電した電気を居住する住宅に引き込み消費する場合は補助対象です。
5	地上に設置する太陽光発電システムも補助対象になりますか。	発電した電気を居住する住宅に引き込み、消費 する場合は補助対象です。
6	増設する対象システムは補助対象 になりますか。	過去に補助金の交付を受けている場合は補助対 象になりません。
7	対象システム付のモデルハウスと して使用した後にお客様に販売す る予定ですが、設置されている対 象システムは補助対象になります か。	建設時に住宅販売会社が補助金申請をすること はできません。ただし、対象システムが未使用 (系統連系を行っていない)であれば、お客様 がモデルハウスを建売住宅として購入するとき に補助対象となります。

(2)対象となる方について

	現在は天草市外に住んでいます	実績報告日までに、申請者がその住宅に住み、
	が、天草市内に新築し、居住予定	住民登録をする場合は補助対象になります。
8	の住宅に対象システムを設置しま	
	す。補助対象になりますか。	
	天草市外に単身赴任をしており、	申請者と同一生計にある家族が居住する市内の
	当面は天草市内に居住する予定が	住宅に対象システムを設置する場合は、補助対
	ありません。現在、家族が居住	象になります。
9	し、天草市内に所有する住宅に対	その場合は、申請時に戸籍謄本の提出が必要に
	象システムを設置予定ですが、補	なります。
	助対象になりますか。	

	すでに設置した対象システムは補	補助金交付決定前に着工した対象システムは補				
10	助対象になりますか。	助対象外です。				
		事前着工には、架台の設置や配線工事、蓄電池				
		設置における基礎工事等も含まれます。				
	すでに太陽光発電システムを設置	補助対象になります。				
41)	しており、今回蓄電システムを設	その場合は、申請時に太陽光発電システムの写				
11)	置するのですが、補助対象になり	真又は電力受給契約書の写し等を提出してくだ				
	ますか。	さい。				

(3)手続きの流れについて

	補助金に係る手続きを事業者等に	市からのすべての通知は、申請者に送付しま
40	代行させる場合、市からの通知は	す。
(12)	どこに送付されますか。	代行業者へは、必要に応じて、通知等が来たこ
		とをご連絡お願いいたします。

(4)実績報告の手続きについて

(13)	年度末までに実績報告書を提出で	交付を受けることができません。取下申請の手					
	きないのですが。	続きをしてください。					
(14)	交付決定番号が分からないのです	申請者に送付した「交付決定通知書」をご確認く					
(14)	が。	ださい。					

(5)滞納のない証明書について

	滞納のないとは、具体的にどうい	申請者に市税等(市県民税、固定資産税、都市
	うことですか。	計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の滞納
		がないことを言います。
16		滞納があった場合は、納税の確認がとれなけれ
		ば交付決定することができませんので、ご注意
		ください。
	「滞納のない証明書」はどこで取	市の職権調査に同意しない場合、又は過去に市
(17)	得できますか。	から課税されていない方のみ提出してくださ
		<u>\</u>
		本庁・市民課、又は各支所で取得できます。
	転入者のため、天草市から課税さ	転出元市町村が発行する「滞納のないことを証
18	れていない場合はどうすればよい	明する書類」を提出してください。
	ですか。	

13 記入例

様式第1号(第5条関係)

住宅用太陽光発電システム等設置推進事業交付申請書

令和6年4月10日

天草市長 馬場 昭治 様

住所 天草市東浜町20-15

申請者 氏名 本渡 太陽

生年月日 昭和50年5月16日

電話 0969 - 23 - 1111

令和<u>6</u>年度において、住宅用太陽光発電システム等設置推進事業の交付を受けたいので、天草市住宅用 太陽光発電システム等設置推進事業実施要領第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請に関する手続きにあたり、私に係る市税等の納付状況について市が職権で調査することに同意します。 新築の場合は地番でも可。

記

設置場所(連系点)	天草市 亀場町亀川1782番地				
設置対象住宅の区分	□ 既存住宅 ☑ 新築住宅 □ 建売住宅				
設置予定システム	✓ 太陽光発電システム ✓ 蓄電システム				
	太陽光発電システム 100,000円				
交付申請額	蓄電システム 100,000円				
	合計 200,000円				

(添付書類)

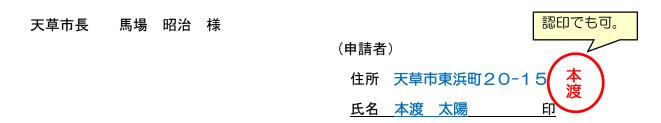
- (1) 事業計画書
- (2) 対象システムを設置する住宅又は設置されている住宅の所在を示す地図
- (3) 対象システムの配置図(太陽光・蓄電池)
- (4) システム設置者にあっては、次に掲げる書類
 - ア 工事請負契約書又は売買契約書の写し
 - ※対象システムの設置経費の内訳が記載されていない場合は、当該内訳が記載された書類を添付
 - イ 対象システムを設置する住宅全体のカラー写真
 - ウ 対象システムの設置予定箇所(屋根、設置場所)のカラー写真
- (5) システム付き住宅購入者にあっては、次に掲げる書類
 - ア 売買契約書の写し
 - イ 対象システムの設置経費の内訳が記載された書類
- (6) 蓄電システムの仕様が確認できるパンフレット等
- (7) 蓄電システムの配線図(太陽光発電システムと接続することが確認できるもの)
- (8) 市税等の滞納のない証明書(市の職権調査に同意しない場合、又は過去に本市から課税されていない者)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業計画書

		メーカー名	型式名	公称最大出力及び枚数
	太陽電池	アマデン	AMA-7861	185W× 35 枚= 6, 475W
太 陽 光	モジュール			W× 枚= W
発電シ				W× 枚= W
太陽光発電システム	太陽電池公称	最大出力の合計値	6. 47	k W(小数点以下第3位切捨て。)
	交付	申請額		100,000 円
	У —	カ ー 名	アマデン	
蓄電システム	型	式 名	DEN-1111	
ス テ ム	蓄電	池容量	5.6k\	Wh(小数点以下第3位切捨て。)
	交付	申請額		100,000 円
設置費用	金 1	2 3 4	5 6	7 円 (税込) ※右詰で記入して下さ
請	事業	所	☑ 市内 [□ 市外	※市確認欄 : 市内事業者登録 有・無
請負(売買)契約事業者	住	所	天草市東浜町 3	-3
契約事業	事 業	所 名 称	株式会社熊本設	片備 天草営業所
者	代表者	役職・氏名	所長 天草	花子 交付決定後の着工になります。
	工事着手予算	定年月日		令和 6年 4月 30日
	事完了(系統連 連売住宅の場合は	系)予定年月日 t引渡予定年月日		令和6年 5月 20日

委 任 状

令和6年 4月10日



私は、下記の者を手続代行者に定め、天草市住宅用太陽光発電システム等設置推進事業に係る 手続を委任します。

記

- 申請者から依頼された手続について、誠意をもって実施します。 本手続において、実施要領を確認のうえ、期限を厳守し、書類不備のないよう行います。 ・ 本手続を通じて得た申請者の情報は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57号) に従って取り扱います。 手続を代行する会社又は拠 点(支店、営業所等)の代表者 《手続代行者》 住 所 草市東浜町 3-3 名 称 株式会社熊本設備 天草営業所 印 代 表 者 名/ 所長 天草 花子 代表者印) 亀場 一郎 氏 名 担当者 090-1234-5678 雷話番号 1. 丸印(法務局に会社・法人の印鑑として登録している印) 2. 角印(会社・法人としての慣用の印)と代表者(支店長など責任者)の

様式第7号(第9条関係)

住宅用太陽光発電システム等設置推進事業実績報告書

令和6年 6月28日

天草市長 馬場 昭治 様

住民票に記載の住所。 申請者 氏名 本渡 太陽 電話 0969 - 23 - 1111

令和4年度において、住宅用太陽光発電システム等を設置したので、天草市住宅用太陽光発電システム等設置推進事業実施要領第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

交付決定通知書に記載されています。

- 1 交付決定番号 No. 15
- 2 交 付 決 定 額 200,000円
- 3 添付書類
 - (1) 世帯全員の住民票の写し(交付決定日以降に発行された現住所のもの)
 - (2) 対象システムの設置経費に係る領収書の写し
 - (3) 対象システムの設置状況が確認できるカラー写真
 - (4) 再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る通知の写し
 - (5) 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し ※太陽光発電システムの場合
 - (6) 未使用品であることが確認できる書類の写し
 - (7) 蓄電システムの銘板のカラー写真(型式名、製造番号が確認できるもの)
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第9号(第11条関係)

住宅用太陽光発電システム等設置推進事業交付請求書

令和6年7月10日

天草市長 馬場 昭治 様

住所 天草市亀場町亀川1782番地

請求者 氏名 本渡 太陽

電話 0969-23-1111

令和6年7月5日付け天市環第123号の4で確定通知があった住宅用太陽光発電システム等設置推進事業について、天草市住宅用太陽光発電システム等設置推進事業実施要領第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

確定通知書に記載されています。

1 請求額 200,000 円

以下のとおり受領しました。 確定通知書に記載されています。
共通券
合計
枠内は市の方で記載します。

14 住宅の所在地を示す地図の例

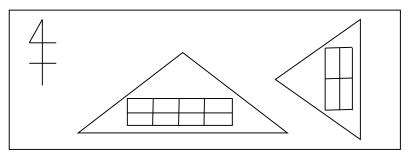
- ・システムを設置する住宅の場所が詳細に判る住宅地図などを提出してください。
- ・インターネットからダウンロードした地図を利用する場合は、区割りや目印を書き加えるなど、周囲の建物との関係性が判るようにしてください。(特に新築の場合)



15 対象システム配置図の例

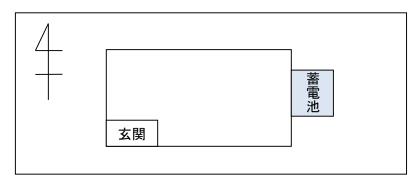
【太陽光発電システムの場合】

・屋根の形状、方角と太陽電池モジュールの枚数が判るもの (例)

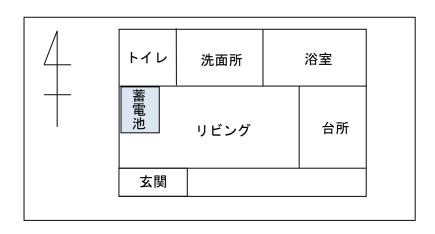


【蓄電システムの場合】

・建物の形と玄関の位置、設置場所が判るもの (例1)屋外に設置する場合



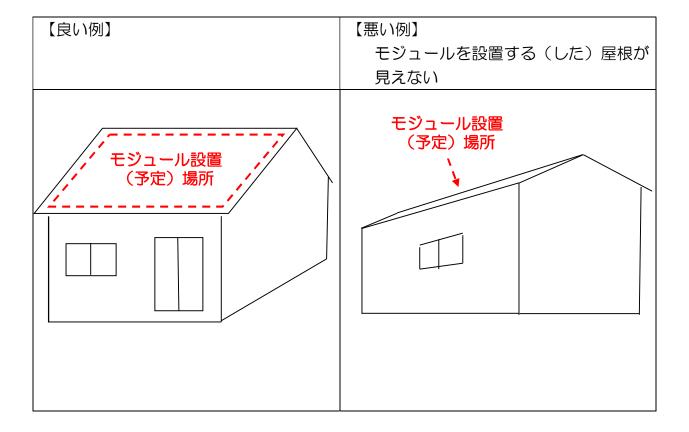
(例2)屋内に設置する場合



16 太陽電池モジュール (設置予定場所・設置後)の写真の撮影について

- ・設置前には、設置する屋根等の形状、方角、太陽電池モジュールが設置されていないこと (設置予定場所の写真) が判るように撮影してください。
- ・システムを設置する屋根等の写真をやむを得ず撮影できない場合は、足場設置後などに撮影し、すみやかに提出してください。
- ・設置工事完了後の写真は、モジュールの設置枚数がすべて確認できるように撮影してください。

(複数枚に分けた写真可)



・写真が複数枚にわたる場合は、互いの位置関係が判るように示してください。(別途展開図を付ける、全ての写真に方角を示す、屋根面に番号を付けるなど)

